

福島県農業経営負担軽減支援資金融通措置要綱

(平成13年7月1日付け13農経第371号福島県農林水産部長通知)

(最終改正 令和4年4月1日付け4農支第197号福島県農林水産部長通知)

第1 趣旨

本措置は、意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、その償還負担の軽減を図るのに必要な資金として、農業協同組合等系統金融機関をはじめとする民間金融機関が貸し付ける資金について利子補給を行い、もって、効率的かつ安定的な経営体の育成に資するものとする。

第2 資金の内容等

1 貸付対象者

農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）の貸付対象者は、負債の償還が困難となっている農業者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 個人であって、次の要件の全てを満たす者

ア 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有している者であって、農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第3の1の経営改善計画書を作成して、福島県農業負債整理関係資金経営診断会議設置要綱（平成13年7月1日付け13農経第370号）第2に定める経営診断会議の経営診断を受け、経営改善計画の確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。

イ 農業所得が総所得の過半を占めていること。

ウ 貸付けを受ける者（その者が60歳以上である場合は、その後継者）が現に主として農業に従事（農業者大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

エ 現に約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。

(2) 法人であって、次の全ての要件を満たす者

ア (1)のア及びエの要件を満たすこと。

イ 当該法人の総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること。

(3) 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。）

2 資金使途

本資金の使途は、営農負債の借換えとする。ただし、当該負債が次に掲げる制度資金である場合には、貸付利率が年5.0%以下のものは除くものとする。

(1) 株式会社日本政策金融公庫農林水産事業が融通する資金

- (2) 農業近代化資金（農業近代化資金融通法(昭和 36 年法律第 202 号)第 2 条第 3 項の農業近代化資金であって、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知）第 2 に規定する内容に合致する農業近代化資金及び農業近代化資金融通措置要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に規定する農業近代化資金並びに国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律（平成 17 年法律第 16 号）第 1 条の規定による改正前の農業近代化資金助成法第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。）
- (3) 経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）第 2 条第 4 項の経営資金をいう。）
- (4) 農業改良資金（農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第 2 条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 23 号。）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金（同法第 1 条の規定による改正前の農業改良資金助成法第 2 条に規定する農業改良資金をいい、同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）をいう。）
- (5) 青年等就農資金（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する青年等就農資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）附則第 9 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧就農支援資金をいう。）
- (6) (1)～(5)の他、国、独立行政法人農畜産業振興機構が利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金

3 融資機関

本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。

- (1) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 2 号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 銀行
- (5) 信用金庫
- (6) 信用協同組合

4 貸付条件

本資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付限度額
貸付限度額は、2 に規定する営農負債の残高とする。
- (2) 貸付額の単位

貸付額の単位は千円とする。

(3) 償還期限及び据置期間

ア 償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）は10年以内とし、据置期間は3年以内とする。ただし、既往債務の年間償還額等からみて、特に必要があると認められる場合は、償還期限を15年以内とすることができる。

イ 次のいずれかに該当する者であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に対する貸付けについては、償還期限を18年以内、据置期間を6年以内とすることができる。ただし、令和5年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

（ア） その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

（イ） その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

(4) 償還方法

ア 償還方法は、原則として元金均等とする。

イ 約定償還日は、原則として毎年12月20日とする。

ウ 償還額の単位は千円とする。

(5) 貸付利率

貸付利率は、農業近代化資金の貸付利率とする。

第3 借入手続等

第2の1に掲げる者が本資金を借り入れる場合の借入申込手続については、基本要綱の定めるところに従い、借入者にとって最も適切な資金が迅速かつ的確に融通されるよう行う。

第4 利子補給承認手続等

1 融資機関は、融資を行おうとする場合は、農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書（様式第1号）及び経営改善計画に関する要件書（様式第2号）を作成し、これに借入申込書（基本要綱別紙2）の写しを添付し、借入希望者の住所地を所轄する農林事務所長（以下「農林事務所長」という。）に提出する。なお、福島県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を要する場合には、借入希望者から提出された債務保証委託申込書に意見を付し基金協会へ送付する。

2 農林事務所長は、内容を審査の上、利子補給の諾否を決定し、融資機関に対し利子補給を承認する場合には農業経営負担軽減支援資金利子補給承認書（様式第3号）により、また、承認しない場合にはその理由を付した文書により通知する。

3 基金協会は、融資機関から送付された書類に基づき、内容を審査の上、保証の諾否を決定し、債務保証書を融資機関に送付するとともに、その旨を当該融資機関を經由して借入申込者に通知する。

- 4 融資機関は、貸付けを実行したときは、その旨を農業経営負担軽減支援資金貸付状況報告書（様式第4号）により、農林事務所長及び債務保証の手続きをしているものについては基金協会に通知する。
- 5 農林事務所長は、2の諾否を決定したとき及び4の報告を受けたときは、農林水産部長にそれぞれの様式の写しを送付する。

第5 その他

1 貸付実行後の措置

- (1) 融資機関は、基本要綱第4の3の(1)による借入者ごとの担当者を配置するとともに、市町村、農林事務所等関係機関の協力を得て指導班を編成し、適時・適切な指導を行い、本資金の借入者の経営改善計画が早期に達成されるように努めるものとする。
- (2) 融資機関は、基本要綱第4の3の(2)により借入者から経営状況報告書の提出を受けたときには、その写しを農林事務所長へ提出するものとする。
- (3) 農林事務所長は、基本要綱第4の3の(3)により融資機関から農業者に対する指導等の協力を求められたときは、関係機関と連携して指導等にあたるものとし、また、基本要綱第4の3の(4)により借入者の経営改善計画が早期に達成されるよう適時適切な指導に努めるものとする。
- (4) 農林事務所長は、(1)の指導班の協力を得て、指導計画・指導実績等を協議、検討するための指導班連絡会議を開催し、本資金の借入者の経営改善計画の達成指導が効果的に行われるよう、必要な事項を指示、指導するものとする。
- (5) 農林水産部長は、必要に応じ農林水産部関係職員を(4)の指導班連絡会議に出席させることができるものとする。

2 融資残高移動報告

融資機関は、融資残高の移動状況について、農業経営負担軽減支援資金融資残高移動報告書（様式第5号）により、上期（1月1日から6月30日までの期間）及び下期（7月1日から12月31日までの期間）に関するものについて各期末の翌月20日までに農林事務所長を経由して農林水産部長に提出しなければならない。

3 他の制度資金との関係

本資金については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）別添1第2に規定する大家畜・養豚特別支援資金と併せて貸し付けないものとする。

4 利子補給の措置

本要綱第2の4の(5)に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

- 5 本要綱によるもののほか、福島県農業経営負担軽減支援資金制度について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 121 条第 1 項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第 12 条第 1 項に規定する者に対して農業経営負担軽減支援資金の貸付けの決定が行われた場合のこの要綱による改正後の第 2 の 4 の (3) の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

4 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。